

大分県報

平成三十一年
号外（四二）
四月二十五日

（木曜日）

目次

規則

大分県行政組織規則の一部改正……………一
訓令 甲
大分県地方機関事務分掌規程の一部改正……………四
大分県公印規程の一部改正……………八

〇規則

大分県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年四月二十五日

大分県知事 広瀬 勝貞

大分県規則第二十五号

大分県行政組織規則の一部を改正する規則

大分県行政組織規則（昭和三十一年大分県規則第十号）の一部を次のように改正する。
目次中「第十七条の二」を「第十七条」に、「商工労働部」を「商工観光労働部」に、「第二十八条」を「第二十八条の二」に改める。
第三条第一項の表の企画振興部の項中

政策企画課

総務班、企画調整班、政策企画班

政策企画課
おおいた創生推進課

総務班、企画調整班、政策企画班
総合戦略班、移住定住促進班、地域活力創生班

に、

を

平成三十一年四月二十五日

大分県報号外（規則）

観光・地域局	統計調査課	統計企画班、統計分析班、人口・社会生活統計班、産業統計班
観光・地域振興課	観光・地域振興課	戦略・受入環境整備班、観光振興班、国際観光班
交通政策課	交通政策課	地域交通班、広域交通班

を、

統計調査課	統計企画班、統計分析班、人口・社会生活統計班、産業統計班
交通政策課	地域交通班、広域交通班

に改

雇用労働政策課	労政福祉班、労働相談・啓発班、職業能力開発班、雇用推進班、若年者就業支援班
---------	---------------------------------------

を

観光局	観光政策課	観光政策班、観光産業振興班
雇用労働政策課	労政福祉班、労働相談・啓発班、職業能力開発班、雇用推進班、若年者就業支援班	

に改

め、同表の農林水産部の項中「農地整備班」を「水利整備班」に改め、同条第二項の表の行政企画課の項中「施設保全推進班」を「公共施設総合管理班」に改め、同表の政策企画課の項及び観光・地域振興課の項を削り、同表の工業振興課の項の次に次のように加える。

観光政策課

観光誘致促進室

国内誘致班、海外誘致班

第四条第六項の表中

観光・地域局

防災局

に改め、同表の主任医師の項の次に次の

ように加える。

地域保健推進監	健康づくり支援課	上司の命を受け、地域保健の推進に関する事務を処理する。
---------	----------	-----------------------------

第四条第六項の表の産業企画監の項中「商工労働企画課」を「商工観光労働企画課」に改め、同表の景観・まちづくり推進監の項の次に次のように加える。

安心住まい推進監	建築住宅課	上司の命を受け、公営住宅に関する事務及び関係機関との連絡調整業務を処理する。
----------	-------	--

第四条第六項の表の施設整備推進監の項を削る。

第十二条第十八号中「（室を含む。）」を削り、同条第二十号中「及び人事委員会」を「、人事委員会及び労働委員会」に改め、同条第二十一号中「まち・ひと・しごと創生推進室」を「おおいた創生推進課」に改め、同条第二十二号中「（室を含む。）」を削り、同条の次に次の一条を加える。

（おおいた創生推進課）

第十二条の二 おおいた創生推進課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 まち・ひと・しごと創生法（平成二十六年法律第百三十六号）の施行に関する事
 - 二 移住定住（U・I・J・ターン）促進の総合企画及び連絡調整に関する事
 - 三 ふるさとおおいた応援寄付制度の総合的な推進に関する事
 - 四 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）の施行に関する事（建設政策課の所掌に係る事項を除く。）
 - 五 新市における旧町村地域等の振興（他の課室の所掌に係る事項を除く。）に関する事
 - 六 小規模集落対策の総合企画及び連絡調整に関する事
 - 七 買い物弱者対策の総合企画及び連絡調整に関する事
 - 八 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十七号）の施行に関する事
 - 九 地域づくり団体に関する事
 - 十 離島、山村及び半島の地域の振興に係る総合企画及び連絡調整に関する事
 - 十一 地方拠点都市の整備に関する事
 - 十二 企業等との包括連携協定に係る連絡調整に関する事
 - 十三 その他地域振興（他の課室の所掌に係る事項を除く。）に関する事
- 第二章第三節第二款中第十七条を削り、第十七条の二を第十七条とする。

第二十一条の四中第十五号を第十七号とし、第十四号の次に次の二号を加える。

十五 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）の施行に関する事

十六 障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例（平成二十八年大分県条例第十五号）の施行に関する事

「第四款 商工労働部の分掌事務」を「第四款 商工観光労働部の分掌事務」に改める。

第二十四条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「商工労働企画課」を「商工観光労働企画課」に改め、同条第一号から第八号まで及び第十七号中「商工労働部」を「商工観光労働部」に改め、同条第十八号中「商工労働部及び労働委員会」を「商工観光労働部」に改め、同条第十九号中「商工労働部」を「商工観光労働部」に改める。

第二十六条中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号から第十六号までを一号ずつ繰り上げる。

第二章第三節第四款中第二十八条の次に次の一条を加える。

（観光政策課の分掌事務）

第二十八条の二 観光政策課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 観光振興の総合企画及び連絡調整に関する事
- 二 観光業者及び観光事業団体に関する事
- 三 旅行業及び通訳案内業に関する事
- 四 自転車競技に関する事
- 五 公益社団法人ツーリズムおおいたに関する事
- 六 総合保養地域の整備及び連絡調整に関する事
- 七 公共用トイレの維持・美化の総括に関する事
- 八 観光誘致促進室の庶務に関する事
- 九 おんせん県おおいた観光振興条例（平成二十七年大分県条例第二十四号）の施行に関する事
- 十 観光案内標識に関する事（土木建築部の所掌に係る事項を除く。）
- 第三十条中第十六号を削り、第十七号を第十六号とし、第十八号から第二十九号までを一号ずつ繰り上げる。
- 第三十八条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。
- 七 離島漁業再生支援交付金事業に関する事
- 第三十九条の二第十五号中「（平成十七年法律第二十四号）」を削る。

第四十四条の四中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、同条第八号中「計画的管理」の下に「長寿命化の推進」を加え、同号を同条第九号とし、同条第七号の次に次の一号を加える。

八 固定資産台帳の管理に関する事

第四十四条の六を次のように改める。

第四十四条の六 削除

第四十四条の八を次のように改める。

第四十四条の八 削除

第四十四条の十二中第五号及び第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号を第六号とする。

第四十四条の十八を削る。

第四十四条の十七を第四十四条の十八とし、第四十四条の十六の次に次の一条を加える。

(観光誘致促進室の分掌事務)

第四十四条の十七 観光誘致促進室においては、次に掲げる事務をつかさどる。

一 観光客の誘致(観光政策課の所掌に係る事項を除く。)に関する事

二 観光圏の整備に関する事

三 国際観光の推進に関する事

四 グリーン・ツーリズム等の推進に関する事

五 訪日教育旅行の推進に関する事

第五十四条の表の大分県東部振興局の部の農山村振興部の項中「集落営農・水田班」を

「就農・参入支援班」に改め、同部の生産流通部の項中「企画・経営体班、畜産班、野菜

班、果樹・花き班」を「営農推進班、集落営農・農地活用班、野菜班、果樹・花き班、畜産

班」に改め、同表の大分県中部振興局の部の農山村振興部の項中「集落営農・水田班」を

「就農・参入支援班」に改め、同部の生産流通部の項中「企画・経営体班、畜産班、野菜

班、果樹・花き班」を「営農推進班、集落営農・農地活用班、野菜班、果樹・花き班、畜産

班」に改め、同表の大分県南部振興局の項中「企画・農政・集落班」を「企画・農政・就農

班」に改め、同部の生産流通部の部の農山村振興部の項中「企画・経営体・畜産班」を

「営農・集落・畜産班」に改め、同表の大分県豊肥振興局の部の農山村振興部の項中「集落

営農・水田第一班、集落営農・水田第二班」を「就農・参入支援班」に改め、同部の生産流

通部の項中「企画・経営体班、畜産班、野菜班、果樹・花き班」を「営農推進班、集落営農

・農地活用第一班、集落営農・農地活用第二班、野菜班、果樹・花き班、畜産班」に改め、

同表の大分県西部振興局の部の農山村振興部の項中「集落営農・水田班」を「就農・参入支

援班」に改め、同部の生産流通部の項中「企画・経営体班、畜産班、野菜班、果樹・花き

班」を「営農推進班、集落営農・農地活用班、野菜班、果樹・花き班、畜産班」に改め、同

表の大分県北部振興局の部の農山村振興部の項中「集落営農・水田第一班、集落営農・水

田第二班」を「就農・参入支援班」に改め、同部の生産流通部の項中「企画・経営体班、畜

産班、野菜班、果樹・花き班」を「営農推進班、集落営農・農地活用第一班、集落営農・農

地活用第二班、野菜班、果樹・花き班、畜産班」に改め、同部の農林基盤部の項中「治山林

道第二班」の下に「治山林道第三班」を加え、同条第二項中「集落営農・水田班」を「就

農・参入支援班」に、「企画・農政・集落班、大分県豊肥振興局及び大分県北部振興局にお

いては集落営農・水田第一班及び集落営農・水田第二班」並びに生産流通部企画・経営体

班、畜産班、野菜班、果樹・花き班、企画・経営体・畜産班及び野菜班・果樹班・花き班

を「企画・農政・就農班」並びに生産流通部各班」に改める。

第六十一条の表の別府県税事務所の部の課税課の項中「事業税班、軽油引取税班」を「軽

油・事業税班」に改め、同表の中津県税事務所の部の課税課の項中「事業税班、軽油・不動

産班」を「軽油・事業税班、不動産班」に改める。

第六十七条の表のことも相談支援第一課の項中「ことも相談支援班、障害児支援班」を

「ことも相談支援第一班、ことも相談支援第二班」に改める。

第七十一条中「ことも相談支援班」を「ことも相談支援第一班、ことも相談支援第二班」

に改める。

第三百三十三条の五第二項の表の水産研究部の部中「浅海・内水面グループ」を「北部水産

グループ」に改め、「宇佐市」を削る。

第八百八十四条中第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 観光案内標識の維持管理に関する事

別表の総務部の部中県政情報課の項の次に次のように加える。

行政企画課

大分県地方独立行政法人評価委員会

一 地方独立行政法人法(平成十五年法律第十八号。以下この項中「法」という。)第

十一条第二項各号に掲げる事

務に関する事

二 法第十一条第三項の規定に

より意見の内容を公表するこ

と

別表の企画振興部の部中政策企画課の項を削り、同表の商工労働部の部中「商工労働部」

を「商工観光労働部」に改め、同部の商工労働企画課の項中「商工労働企画課」を「商工観

光労働企画課」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成三十一年四月二十六日から施行する。

(大分県会計規則の一部改正)

2 大分県会計規則（昭和四十九年大分県規則第十号）の一部を次のように改める。

別表第二及び別表第三の豊後高田土木事務所の項中「大分県農林水産研究指導センター水産研究部浅海・内水面グループ」を「大分県農林水産研究指導センター水産研究部北部水産グループ」に改める。

別表第四の表の各種事務局の項中「人事委員会事務局」の下に「及び労働委員会事務局」を加え、「労働委員会事務局にあつては商工労働企画課庶務担当の班総括」を削り、同表の大分県農林水産研究指導センター水産研究部浅海・内水面グループの項中「大分県農林水産研究指導センター水産研究部浅海・内水面グループ」を「大分県農林水産研究指導センター水産研究部北部水産グループ」に改める。

(大分県公害被害救済措置条例施行規則の一部改正)

3 大分県公害被害救済措置条例施行規則（昭和四十九年大分県規則第二十四号）の一部を次のように改める。

第二十八条第二項第六号中「農林水産研究指導センター水産研究部浅海・内水面グループ」を「農林水産研究指導センター水産研究部北部水産グループ」に改める。

(貸金業法施行規則の一部改正)

4 貸金業法施行規則（昭和五十八年大分県規則第六十号）の一部を次のように改める。
第三条中「大分県商工労働部経営創造・金融課」を「大分県商工観光労働部経営創造・金融課」に改める。

訓令 甲

大分県訓令甲第十九号

本 庁

地 方 機 関

大分県地方機関事務分掌規程（昭和三十一年大分県訓令第五号）の一部を次のように改正する。

平成三十一年四月二十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第一条の二第一項の表の総務部の項中第二十三号を第二十四号とし、第二十二号を第二十三号とし、第二十一号の次に次の一号を加える。

二十二 特定家畜伝染病対策に関すること（家畜保健衛生所の所掌に係る事項を除く。）

第一条の二第二項の表の地域振興部の項第十六号中「農山漁村ツーリズム及び地産地消」を「及び農山漁村ツーリズム」に改め、同項中第十七号を削り、第十八号を第十七号とし、第十九号から第二十九号までを一号ずつ繰り上げ、同表の農山漁村振興部の項中第十七号及び第十八号を削り、第十九号を第十七号とし、第二十号を第十八号とし、同項第二十一号中「こと」の下に「（生産流通部の所掌に係る事項を除く。）」を加え、同項第十九号とし、同項中第二十二号を第二十号とし、第二十三号から第二十五号までを二号ずつ繰り上げ、同項第二十六号中「こと」の下に「（生産流通部の所掌に係る事項を除く。）」を加え、同項を同項第二十四号とし、同項中第七十四号を第七十五号とし、第二十九号から第七十三号までを一号ずつ繰り下げ、第二十七号を第二十五号とし、第二十八号を第二十六号とし、同号の次に次の三号を加える。

二十七 農林水産物の直売（調査・指導）に関すること

二十八 新規就農の促進に関すること（生産流通部の所掌に係る事項を除く。）

二十九 農業分野への企業参入に関すること（生産流通部の所掌に係る事項を除く。）

第一条の二第一項の表の生産流通部の項第二号及び第三号中「こと」の下に「（現地指導に関する業務に限る。）」を加え、同項中第十一号を第十四号とし、第十号を削り、第九号を第十三号とし、第八号の次に次の四号を加える。

九 集落営農、地域営農及び米政策改革の推進に関すること

十 普通作物の生産振興、流通及び普及指導に関すること

十一 農山漁村地域におけるむらづくりに関すること（農村集落の活性化に関する業務に限る。）

十二 主要農作物の種子対策に関すること（現地指導・審査に関する業務に限る。）

第一条の二第二項の表の総務部の項中第二十一号を第二十二号とし、第二十号を第二十一号とし、第十九号の次に次の一号を加える。

二十 特定家畜伝染病対策に関すること（家畜保健衛生所の所掌に係る事項を除く。）

第一条の二第二項の表の地域振興部の項第十六号中「農山漁村ツーリズム及び地産地消」を「及び農山漁村ツーリズム」に改め、同項中第十七号を削り、第十八号を第十七号とし、第十九号から第二十九号までを一号ずつ繰り上げ、同表の農山漁村振興部の項中第十七号及び第十八号を削り、第十九号を第十七号とし、第二十号を第十八号とし、同項第二十一

号中「こと」の下に「(生産流通部の所掌に係る事項を除く。)」を加え、同号を同項第九号とし、同項中第二十二号を第二十号とし、第二十三号から第二十五号までを二号ずつ繰り上げ、同項第二十六号中「こと」の下に「(生産流通部の所掌に係る事項を除く。)」を加え、同号を同項第二十四号とし、同項中第七十五号を第七十六号とし、第二十九号から第七十四号までを一号ずつ繰り下げ、第二十七号を第二十五号とし、第二十八号を第二十六号とし、同号の次に次の三号を加える。

二十七 農林水産物の直売(調査・指導)に関する事

二十八 新規就農の促進に関する事(生産流通部の所掌に係る事項を除く。)

二十九 農業分野への企業参入に関する事(生産流通部の所掌に係る事項を除く。)

第一条の二第二項の表の生産流通部の項第二号及び第三号中「こと」の下に「(現地指導に関する業務に限る。)」を加え、同項中第十一号を第十四号とし、第十号を削り、第九号を第十三号とし、第八号の次に次の四号を加える。

九 集落営農、地域営農及び米政策改革の推進に関する事

十 普通作物の生産振興、流通及び普及指導に関する事

十一 農山漁村地域におけるむらづくりに関する事(農村集落の活性化に関する業務に限る。)

十二 主要農作物の種子対策に関する事(現地指導・審査に関する業務に限る。)

第一条の二第三項の表の総務部の項第二十三号を第二十四号とし、第二十二号を第二十三号とし、第二十一号の次に次の一号を加える。

二十二 特定家畜伝染病対策に関する事(家畜保健衛生所の所掌に係る事項を除く。)

第一条の二第三項の表の地域振興部の項第十五号中「農山漁村ツーリズム及び地産地消」を「及び農山漁村ツーリズム」に改め、同項中第十六号を削り、第十七号を第十六号とし、第十八号から第二十八号までを一号ずつ繰り上げ、同表の農山漁村振興部の項中第十七号及び第十八号を削り、第十九号を第十七号とし、第二十号を第十八号とし、同項第二十一号中「こと」の下に「(生産流通部の所掌に係る事項を除く。)」を加え、同号を同項第十九号とし、同項中第二十二号を第二十号とし、第二十三号から第二十五号までを二号ずつ繰り上げ、同項第二十六号中「こと」の下に「(生産流通部の所掌に係る事項を除く。)」を加え、同号を同項第二十四号とし、同項中第七十五号を第七十六号とし、第二十九号から第七十四号までを一号ずつ繰り下げ、第二十七号を第二十五号とし、第二十八号を第二十六号とし、同号の次に次の三号を加える。

二十七 農林水産物の直売(調査・指導)に関する事

二十八 新規就農の促進に関する事(生産流通部の所掌に係る事項を除く。)

二十九 農業分野への企業参入に関する事(生産流通部の所掌に係る事項を除く。)

第一条の二第三項の表の生産流通部の項第二号及び第三号中「こと」の下に「(現地指導に関する業務に限る。)」を加え、同項中第十一号を第十四号とし、第十号を削り、第九号を第十三号とし、第八号の次に次の四号を加える。

九 集落営農、地域営農及び米政策改革の推進に関する事

十 普通作物の生産振興、流通及び普及指導に関する事

十一 農山漁村地域におけるむらづくりに関する事(農村集落の活性化に関する業務に限る。)

十二 主要農作物の種子対策に関する事(現地指導・審査に関する業務に限る。)

第一条の二第四項の表の総務部の項第二十三号を第二十四号とし、第二十二号を第二十三号とし、第二十一号の次に次の一号を加える。

二十二 特定家畜伝染病対策に関する事(家畜保健衛生所の所掌に係る事項を除く。)

第一条の二第四項の表の地域振興部の項第十五号中「農山漁村ツーリズム及び地産地消」を「及び農山村ツーリズム」に改め、同項中第十六号を削り、第十七号を第十六号とし、第十八号から第二十八号までを一号ずつ繰り上げ、同表の農山村振興部の項中第十七号及び第十八号を削り、第十九号を第十七号とし、第二十号を第十八号とし、同項第二十一号中「農山漁村」を「農山村」に改め、「こと」の下に「(生産流通部の所掌に係る事項を除く。)」を加え、同号を同項第十九号とし、同項中第二十二号を第二十号とし、第二十三号から第二十五号までを二号ずつ繰り上げ、同項第二十六号中「こと」の下に「(生産流通部の所掌に係る事項を除く。)」を加え、同号を同項第二十四号とし、同項中第七十三号を第七十四号とし、第二十九号から第七十二号までを一号ずつ繰り下げ、第二十七号を第二十五号とし、第二十八号を第二十六号とし、同号の次に次の三号を加える。

二十七 農林水産物の直売(調査・指導)に関する事

二十八 新規就農の促進に関する事(生産流通部の所掌に係る事項を除く。)

二十九 農業分野への企業参入に関する事(生産流通部の所掌に係る事項を除く。)

第一条の二第四項の表の生産流通部の項第二号及び第三号中「こと」の下に「(現地指導に関する業務に限る。)」を加え、同項中第十一号を第十四号とし、第十号を削り、同項第九号中「農山漁村」を「農山村」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第八号の次に次の四号を加える。

九 集落営農、地域営農及び米政策改革の推進に関する事

十 普通作物の生産振興、流通及び普及指導に関する事

十一 農山村地域におけるむらづくりに関する事(農村集落の活性化に関する業務に限る。)

る。）

十二 主要農作物の種子対策に関すること（現地指導・審査に関する業務に限る。）

第一条の二第五項の表の総務部の項中第二十三号を第二十四号とし、第二十二号を第二十三号とし、第二十一号の次に次の一号を加える。

二十二 特定家畜伝染病対策に関すること（家畜保健衛生所の所掌に係る事項を除く。）

第一条の二第五項の表の地域振興部の項第十六号中「農山漁村ツーリズム及び地産地消」を「及び農山村ツーリズム」に改め、同項第十七号を削り、第十八号を第十七号とし、第十九号から第二十九号までを一号ずつ繰り上げ、同表の農山村振興部の項第十七号及び第十八号を削り、第十九号を第十七号とし、第二十号を第十八号とし、同項第二十一号

中「農山漁村」を「農山村」に改め、「こと」の下に「（生産流通部の所掌に係る事項を除く。）」を加え、同号を同項第十九号とし、同項第二十二号を第二十号とし、第二十三号から第二十五号までを二号ずつ繰り上げ、同項第二十六号中「こと」の下に「（生産流通部の所掌に係る事項を除く。）」を加え、同号を同項第二十四号とし、同項第七十三号を第七十四号とし、第二十九号から第七十二号までを一号ずつ繰り下げ、第二十七号を第二十五号とし、第二十八号を第二十六号とし、同号の次に次の三号を加える。

二十七 農林水産物の直売（調査・指導）に関すること
二十八 新規就農の促進に関すること（生産流通部の所掌に係る事項を除く。）
二十九 農業分野への企業参入に関すること（生産流通部の所掌に係る事項を除く。）

第一条の二第五項の表の生産流通部の項第二号及び第三号中「こと」の下に「（現地指導に関する業務に限る。）」を加え、同項第十一号を第十四号とし、第十号を削り、同項第九号中「農山漁村」を「農山村」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第八号の次に次の四号を加える。

九 集落営農、地域営農及び米政策改革の推進に関すること
十 普通作物の生産振興、流通及び普及指導に関すること
十一 農山村地域におけるむらづくりに関すること（農村集落の活性化に関する業務に限る。）

十二 主要農作物の種子対策に関すること（現地指導・審査に関する業務に限る。）
第一条の二第六項の表の総務部の項中第二十三号を第二十四号とし、第二十二号を第二十三号とし、第二十一号の次に次の一号を加える。

二十二 特定家畜伝染病対策に関すること（家畜保健衛生所の所掌に係る事項を除く。）
第一条の二第六項の表の地域振興部の項第十五号中「農山漁村ツーリズム及び地産地消」を「及び農山漁村ツーリズム」に改め、同項第十六号を削り、第十七号を第十六号と

し、第十八号から第二十八号までを一号ずつ繰り上げ、同表の農山漁村振興部の項第十七号及び第十八号を削り、第十九号を第十七号とし、第二十号を第十八号とし、同項第二十一号中「こと」の下に「（生産流通部の所掌に係る事項を除く。）」を加え、同項第二十二号を第二十号とし、第二十三号から第二十五号までを二号ずつ繰り上げ、同項第二十六号中「こと」の下に「（生産流通部の所掌に係る事項を除く。）」を加え、同号を同項第二十四号とし、同項第七十四号を第七十五号とし、第二十九号から第七十三号までを一号ずつ繰り下げ、第二十七号を第二十五号とし、第二十八号を第二十六号とし、同号の次に次の三号を加える。

二十七 農林水産物の直売（調査・指導）に関すること
二十八 新規就農の促進に関すること（生産流通部の所掌に係る事項を除く。）
二十九 農業分野への企業参入に関すること（生産流通部の所掌に係る事項を除く。）

第一条の二第六項の表の生産流通部の項第二号及び第三号中「こと」の下に「（現地指導に関する業務に限る。）」を加え、同項第十一号を第十四号とし、第十号を削り、第九号を第十三号とし、第八号の次に次の四号を加える。

九 集落営農、地域営農及び米政策改革の推進に関すること
十 普通作物の生産振興、流通及び普及指導に関すること
十一 農山村地域におけるむらづくりに関すること（農村集落の活性化に関する業務に限る。）

十二 主要農作物の種子対策に関すること（現地指導・審査に関する業務に限る。）
第六条の表のことも相談支援第一課の項第一号中「障害児を除く。こども相談支援第二課の項第一号において同じ。」を削り、同号に次のように加える。

ホ 児童の医学的診断及び治療に関すること
第六条の表のことも相談支援第一課の項第二号及び第三号を削り、同項第四号中「除く」を「除き、センター長が定める区域に係るものに限る」に改め、同号を同項第二号とし、同表のことも相談支援第二課の項第一号に次のように加える。

ホ 児童の医学的診断及び治療に関すること
第六条の表のことも相談支援第二課の項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項に次の一号を加える。

三 療育手帳に関すること（こころとからだの相談支援センター及びこども相談支援第一課の所掌に係る事項を除く。）
第七条の表のことも相談支援班の項中「こども相談支援班」を「こども相談支援第一班」に改め、同項第九号を次のように改める。

九 児童についての次に掲げる事務に関すること（所長が定める区域に係るものに限る。）

- イ 児童の措置に関すること
- ロ 児童相談に関する面接、調査及び指導に関すること
- ハ 保護者の調査指導に関すること
- ニ 児童の移送に関すること
- ホ 児童の医学的診断及び治療に関すること
- ヘ 児童相談関係機関との連絡会及び連絡調整に関すること

第七条の表のことも相談支援班の項中第十号から第十四号までを削り、同項第十五号中「心理支援班」を「他の班」に改め、同号を同項第十号とし、同項の次に次のように加える。

<p>子ども相談支援第二班</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一 児童についての次に掲げる事務に関すること（子ども相談支援第一班の所掌に係る事項を除く。） イ 児童の措置に関すること ロ 児童相談に関する面接、調査及び指導に関すること ハ 保護者の調査指導に関すること ニ 児童の移送に関すること ホ 児童の医学的診断及び治療に関すること ヘ 児童相談関係機関との連絡会及び連絡調整に関すること
-------------------	--

第十六条第五項の表の研究チームの項を次のように改める。

<p>研究チーム</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一 主に豊後水道の海面における次の事務に関すること イ 魚介類の種苗生産に関すること ロ 魚介類及び海藻類の増養殖技術に関すること ハ 放流及び漁場造成技術に関すること ニ 海洋環境及び資源管理に関すること ホ 養殖魚介類の品質向上及び疾病対策に関すること ヘ 赤潮の被害防止対策に関すること 二 臼杵市、津久見市及び佐伯市の内水面における次の事務に関すること イ 魚介類の増養殖技術に関すること ロ 環境及び生物の保全に関すること ハ 資源管理に関すること ニ 魚介類の疾病対策に関すること
--------------	---

第十六条第五項の表の浅海・内水面グループ管理担当の項中「浅海・内水面グループ管理担当」を「北部水産グループ管理担当」に改め、同項第一号中「（浅海・内水面グループ研究チームが管掌するものを除く。）」を削り、同表の浅海・内水面グループ研究チームの項を次のように改める。

<p>北部水産グループ研究チーム</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一 海面における次の事務に関すること（水産研究部研究チームの所掌に係る事項を除く。） イ 魚介類の種苗生産に関すること ロ 魚介類及び海藻類の増養殖技術に関すること ハ 放流及び漁場造成技術に関すること ニ 海洋環境及び資源管理に関すること ホ 養殖魚介類の品質向上及び疾病対策に関すること ヘ 赤潮の被害防止対策に関すること 二 内水面における次の事務に関すること（水産研究部研究チームの所掌に係る事項を除く。） イ 魚介類の増養殖技術に関すること ロ 環境及び生物の保全に関すること ハ 資源管理に関すること ニ 魚介類の疾病対策に関すること
----------------------	--

第十九条第一項の表の建設・保全課の項に次の一号を加える。

第十五 観光案内標識の維持管理に関すること

第十九条第二項の表の建設・保全課の項に次の一号を加える。

十六 観光案内標識の維持管理に関すること

第十九条第三項の表の道路課の項に次の一号を加える。

四 観光案内標識の維持管理に関すること

第十九条第四項の表の道路保全課の項に次の一号を加える。

四 観光案内標識の維持管理に関すること

第十九条第五項の表の管理・保全課の項に次の一号を加える。

七 観光案内標識の維持管理に関すること

第十九条第六項の表の管理・保全課の項に次の一号を加える。

七 観光案内標識の維持管理に関すること

第十九条第七項の表の建設・保全課の項に次の一号を加える。

八 観光案内標識の維持管理に関すること

第十九条第八項の表の建設・保全課の項に次の一号を加える。

十六 観光案内標識の維持管理に関すること

- 第十九条第九項の表の建設・保全課の項に次の一号を加える。
- 十五 観光案内標識の維持管理に関する事
第十九条第十項の表の管理・保全課の項に次の一号を加える。
- 六 観光案内標識の維持管理に関する事
第十九条第十一項の表の管理・保全課の項に次の一号を加える。
- 七 観光案内標識の維持管理に関する事
第十九条第十二項の表の建設・保全課の項に次の一号を加える。
- 十五 観光案内標識の維持管理に関する事

附 則

この訓令は、平成三十一年四月二十六日から施行する。

大分県訓令甲第二十号

大分県公印規程（昭和五十二年大分県訓令甲第六号）の一部を次のように改正する。
平成三十一年四月二十五日

本 地 方 機 関 庁
各 機 関 長

別表第一中

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県会計管理 局長印	大分県 会計管理 局長印	方21	会計課長	
大分県企画振興 部観光・地域局 長印	大分県企画振興 部観光・地域局 長印	方21	観光・地域振 興課長	

大分県会計管理 局長印	大分県 会計管理 局長印	方21	会計課長	
大分県生活環境 部防災局長印	大分県 生活環境 部 防災局長印	方21	防災危機管理 課長	
大分県商工観光 労働部観光局長 印	大分県 商工労働 部 観光局長印	方21	観光政策課長	
大分県企画振興 部観光・地域局 何課（室）長印	大分県企画振興 部観光・地域局 …課（室）長印	方21	観光・地域局 各課（室）長	
大分県生活環境 部防災局何課 （室）長印	大分県生活環 境部防災局… 課（室）長印	方21	防災局各課 （室）長	

大分県何部何局 何課 (室) 長印	大分県 …… …部 ……局 …課 (室) 長印	方21	各課 (室) 長		に於て 回覧
----------------------	-------------------------------	-----	----------	--	--------

の大分県農林水産研究指導センター長印の項及び大分県農林水産研究指導センター水産研究
 指導センター「農林水産研究指導センター水産研究部浅海・内水面グループ長」や「農林水
 産研究指導センター水産研究部北部水産グループ長」及び「農林水産研究指導センター水産
 研究部浅海・内水面グループ専用」及び「農林水産研究指導センター水産研究部北部水産グ
 ループ専用」に於て 回覧す

大分県農林水産 研究指導センタ ー農業研究部果 樹グループ長印	大分県農林水産 研究指導センタ ー農業研究部果 樹グループ長印 (1・2)	方21	1 農林水産 研究指導セ ンター農業 研究部果樹 グループカ ボス・中晩 柑チームリ ーダー 2 農林水産 研究指導セ ンター農業 研究部果樹 グループナ シ・アボカ チームリ ーダー	1 農林水産 研究指導セ ンター農業 研究部果樹 グループカ ボス・中晩 柑チーム専 用 2 農林水産 研究指導セ ンター農業 研究部果樹 グループナ シ・アボカ チーム専用 3 番号を付 ける。	や
--	---	-----	---	--	---

大分県農林水産 研究指導センタ ー水産研究部浅 海・内水面グ ープ長印	大分県農林水産研 究指導センター水 産研究部浅海・内 水面グループ長印 (1)	方21	農林水産研究 指導センター 水産研究部浅 海・内水面グ ループ内水面 チームリ ーダー	1 農林水産 研究指導セ ンター水産 研究部浅海 ・内水面グ ループ内水	
---	---	-----	---	---	--

			1	面チーム専 用 番号を付 ける。
--	--	--	---	---------------------------

大分県農林水産 研究指導センタ ー農業研究部果 樹グループ長印	大分県農林水産 研究指導センタ ー農業研究部果 樹グループ長印 (1・2)	方21	1 農林水産 研究指導セ ンター農業 研究部果樹 グループカ ボス・中晩 柑チームリ ーダー 2 農林水産 研究指導セ ンター農業 研究部果樹 グループカ ボス・中晩 柑チーム専 用	1 農林水産 研究指導セ ンター農業 研究部果樹 グループカ ボス・中晩 柑チーム専 用 2 農林水産 研究指導セ ンター農業 研究部果樹 グループナ シ・アボカ チーム専用 3 番号を付 ける。	に
--	---	-----	--	--	---

大分県大分土木 事務所大分港振 興室長印	大分県大分土 木事務所大分 港振興室長印	方21	大分土木事務 所大分港振興 室長	大分港埠頭保 安規程に規定 する制限区域 内立入許可書 発行事務専用	や
大分県麻薬取締 員印	大分県麻薬取 締員印	方21	麻薬室長	麻薬取締法に 規定する麻薬 取締員の事務 専用	

大分県大分土木 事務所大分港振 興室長印	大分県大分土 木事務所大分 港振興室長印	方21	大分土木事務 所大分港振興 室長	大分港埠頭保 安規程に規定 する制限区域 内立入許可書 発行事務専用
----------------------------	----------------------------	-----	------------------------	--

に効る。

附 則

この訓令は、平成三十一年四月二十六日から施行する。